

第 6 次 広 島 市 基 本 計 画

目 次

第1部 総論

- 1 趣旨・・ 1
- 2 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画策定に当たっての課題認識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた施策の推進・・・・ 5

第2部 まちづくりの展開

【世界に輝く平和のまち】

第1章 「平和への願い」を世界中に広げるまちづくり

- 第1節 核兵器廃絶と世界恒久平和の実現・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 第2節 「ヒロシマの心」の共有の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 第3節 世界の平和と人権問題の解決など市民生活の安寧の確保に向けた貢献・10

【国際的に開かれた活力あるまち】

第2章 活力の創出と都市の個性の確立を目指したまちづくり

- 第1節 都市機能の充実強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 第2節 産業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 第3節 観光の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 第4節 国際交流・国際協力や多文化共生の推進・・・・・・・・ 19

第3章 地域特性に応じた個性的な魅力を生かしたまちづくり

- 第1節 デルタ市街地やその周辺部、中山間地・島しょ部のまちづくり・・・・ 21
- 第2節 区における住民を主体としたまちづくり活動の充実・・・・ 24
- 第3節 広島広域都市圏の発展への貢献・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

【文化が息づき豊かな人間性を育むまち】

第4章 多様な市民が生き生きと暮らせるまちづくり

- 第1節 高齢者や女性を始め全ての市民の意欲と能力が発揮できる環境づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 第2節 文化・スポーツの振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 第3節 地域コミュニティや多様な市民活動の活性化・・・・・・・・ 35

第5章 保健・医療・福祉、子どもの育成環境の充実を目指したまちづくり

- 第1節 地域共生社会の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 第2節 保健・医療・福祉の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

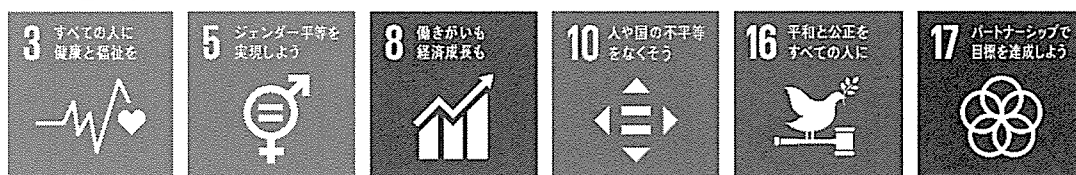
第3節 未来を担う子どもの育成と教育	43
第6章 安全で安心して生活でき、豊かな自然を将来に引き継ぐまちづくり	
第1節 安全・安心に暮らせる生活基盤の整備	47
第2節 環境と調和した循環型社会の形成	51
第3部 計画の推進に当たって	55

めるとともに、非正規職員の処遇改善に取り組む。そして、経済団体等と連携し、こうした取組の市内企業への普及を図る。

3 女性に対するあらゆる暴力の根絶と男女の人権尊重

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメントなど女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援に取り組むとともに、男女の人権を尊重する市民意識の醸成や、性と生殖に関する健康と権利の考え方の浸透と生涯を通じた女性の健康の保持増進対策等の推進を図る。

《達成を目指すSDGs》



第3項 生涯にわたり学習し活躍できる環境づくりの推進

《現状と課題》

本市では、平成7年(1995年)に男性77.0歳、女性83.8歳であった平均寿命が平成27年(2015年)には男性81.4歳、女性87.6歳となり、この20年間で男性が約4.4歳、女性が約3.8歳伸びている。このように平均寿命が延伸し、人生100年時代の到来が予想される中、市民が生涯を通じて学び続け、学んだことを生かして地域や社会で活躍することが求められている。

このため、高齢者や女性、若者、障害者など多様な市民が生涯にわたり、その価値観やライフスタイル、意欲、ニーズ、社会環境の変化に応じて、新たな知識や技能を学び続け、あるいは必要なときに学び直すことができる環境づくりを進める必要がある。また、学びの成果を地域や社会の課題解決のための活動につなげていくことができる環境づくりを進めるなど、生涯学習の成果の活用を促進する必要がある。

《基本方針》

1 多様な学びのための環境づくり

公民館等における多様な学習機会の提供とその充実や、大学等による市民向け教養講座の実施など、多様な市民が学ぶことができ、あるいは学び直すことのできる環境づくりを推進する。

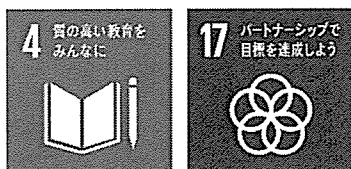
2 地域や社会の課題解決に貢献する学習機会の提供とその充実

NPOや大学、企業等の多様な主体との連携・協働による現代的・社会的な課題に関する講座の実施など、地域や社会の課題解決を住民が主体的に担うことのできる力を身に付けるための学習機会の提供とその充実に取り組む。

3 学びの成果を発表・活用できる機会や場の提供

公民館等における学習成果発表事業の実施や、市民やNPO、企業等との協働による学習成果を活用した各種事業の企画・実施など、学びの成果を発表・活用できる機会や場の提供に取り組む。

《達成を目指すSDGs》



第2節 文化・スポーツの振興

第1項 文化の振興

《現状と課題》

本市は、広島交響楽団の活動支援等を始めとする「音楽のあふれるまちづくり」の推進や、現代美術館の取組の充実、広島国際アニメーションフェスティバルの開催など、個性ある都市文化の形成に取り組んでいる。こうした中、個人の価値観やライフスタイルの多様化などを踏まえ、今後、子どもや高齢者、障害者、外国人などを含む多様な市民一人一人がより心の豊かさを享受でき、充実感を持って生活することができるような都市文化の形成が求められている。また、伝統芸能や文化財などの歴史的な遺産は、住民の地域への愛着を育むとともに、国内外の人々の関心を高めるものであり、地域の魅力向上のためにも、その保存・活用が重要となっている。

このため、市民や国内外から訪れた人々が多様で上質な文化芸術や歴史・伝統文化に触れ、体感することのできる文化的環境を創出するとともに、文化芸術活動の担い手の育成や音楽・芸術作品等を活用した平和文化の国内外への発信力の強化に取り組む必要がある。また、文化芸術活動の活性化や文化遺産の活用などを通じ、広島広域都市圏全体の活力を創出するとともに、国内外の人々が訪れてみたいと感じるような特色ある文化芸術があふれるまちとしての魅力向上を図る必要がある。

《基本方針》

1 文化芸術活動の振興

- (1) 広島交響楽団や広島ウインドオーケストラを始めとする地元音楽関係者と連携して進める「音楽のあふれるまちづくり」について、本市の更なる魅力づくりに資するよう、経済界とも協力しながら、その充実を図る。
- (2) 本市の文化創造の拠点であるアステールプラザ等を活用した文化芸術活動の活性化、広島を拠点に活躍する芸術家・クリエイターの支援など、文化的

第4項 原爆被爆者援護施策の充実

〈現状と課題〉

本市の原爆被爆者数は、令和2年(2020年)3月末現在で44,836人であり、その平均年齢は80歳を超えている。こうした中、原爆被爆者に対し、国による保健・医療・福祉にわたる総合的な対策が実施されているものの、今後、高齢化が一段と進んでいき、健康面や生活面での様々な不安や問題の顕在化が予想される。

このため、今後とも、高齢化する被爆者の生活実態に即したより一層きめ細かい援護施策を着実に実施するとともに、原爆放射線の影響など被爆実態に関する調査・研究の充実等に取り組む必要がある。

〈基本方針〉

1 被爆者の実態に即した援護施策の充実

被爆者に対する介護施策の推進など、高齢化した被爆者やその遺族、家族の実態に即した対策の着実な実施と在外被爆者に対する支援の充実に取り組む。

2 被爆実態に関する調査・研究への支援

公益財団法人放射線影響研究所の機能強化のための移転促進など、被爆実態に関する調査・研究の発展に向けた支援などに取り組む。

〈達成を目指すSDGs〉



第3節 未来を担う子どもの育成と教育

第1項 全ての子どもが健やかに育つための環境づくり

〈現状と課題〉

本市では、平成30年(2018年)の合計特殊出生率が1.49と、全国平均よりは高いものの、人口が安定的に維持できる水準である2.07を大きく下回っている。また、核家族化や共働き世帯の増加、地域との関わりの希薄化など、子どもや子育て家庭をめぐる環境が変化する中、保育需要の増大に伴う待機児童や、子育てに対する親の負担感や孤立感の増大による児童虐待、子どもの貧困などの問題が顕在化している。

こうした状況に対応するためには、「未来を担う子どもの育成こそが、これからの広島発展の礎となる。」という考え方の下、子どもが幸福に暮らし、様々な個性や能力を伸ばしながら、自立性や社会性を身に付け、自立した大人へと健やかに成長できるよう、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子ども一人一人の権

利を尊重しつつ、社会全体で子どもの成長を支えていくことが重要となる。このため、子どもや子育て家庭が置かれた個々の状況ごとに異なるニーズを適切に把握し、切れ目なく多様な支援を行うとともに、地域や様々な団体等が協働して子育てを支援する環境づくりに取り組む必要がある。

《基本方針》

1 多様で良質な切れ目のない支援

- (1) 母子の健康や子育てに関する相談支援、乳幼児期の保育や就学後の放課後対策の充実など、妊娠・出産期から乳幼児期を経て、就学後へと子どもの発達段階に応じた切れ目のない支援に取り組む。
- (2) 幼稚園と保育園という枠組みを越えて、一元的に乳幼児期の教育・保育を充実させることを基本にし、公立・私立の役割分担の下、ハード・ソフト両面にわたる待機児童対策に加え、延長保育や一時預かりを始めとする様々な保育サービスの充実を図るとともに、医療費等の経済的負担の軽減など、多様で良質な子ども・子育て支援に取り組む。

2 社会的支援の必要性が高い子どもへの支援

子どもの権利擁護を推進するため、虐待の予防と早期発見・早期対応に向けた児童相談所の支援体制の充実、発達障害を含む障害のある子どもへの支援の充実、貧困の状況にある世帯への教育・生活・就労や経済的支援の充実、施設・里親等による養育支援の充実など、個々の状況に応じたきめ細かい支援に取り組む。

3 地域における子育て環境の充実

子育て家庭が地域の人々とつながりを持ち、地域の中で子育てができるよう、社会福祉法人やNPO等とも連携を図りながら、オープンスペースの充実など、地域の幅広い世代が子育てを支援していける環境づくりを推進する。

《達成を目指すSDGs》



第2項 一人一人を大切にす教育の実現

《現状と課題》

本市では、少子化・高齢化の進展に伴う本格的な人口減少社会の到来や急速な技術革新、グローバル化の進展と国際的な競争の激化など、社会状況が大きく変化する中、生活の本拠である家族の形態が様々な変化するとともに、地域との関わりの

希薄化や就業意識の変化など、子どもや青少年を取り巻く環境は厳しいものとなっている。また、学校の抱える課題が複雑かつ多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教員の多忙化が問題となっている。加えて、様々な要因が複雑に絡み合っていて発生するいじめや不登校などの課題が顕在化するとともに、学力についても、知識を活用する力の育成に課題がある。

このため、広島市の未来を担う人材の育成に向けて、一人一人の子どもに「確かな学力、豊かな心、健やかな体」や「平和を希求する心」などの資質・能力を身に付けさせるとともに、今後の予測困難な社会にも対応できる思考力・判断力・表現力等を向上させるための「豊かで深い学び」の実現に取り組んでいかなければならない。そのための基盤として、子どもの発達段階に応じた体系的な教育の充実を図るとともに、いじめや不登校などへの対応体制を整備していく必要がある。そして、こうした教育体系を基盤としつつ、一人一人の子どもがその能力を最大限発揮できるよう、特色ある多様な教育プログラムを展開していく必要がある。更には、これらの子育て世代が本市に居住するための魅力につなげていくことが重要となる。

また、将来、一人一人が社会を構成する一員として、一定の役割を担おうとする意欲を持ち、他人を尊重し思いやることができ、社会において自分の能力を適切に発揮することができるよう、青少年を育成していくための取組を推進する必要がある。

《基本方針》

1 個に応じたきめ細かな質の高い教育の推進

- (1) 一人一人の子どもが「心身共にたくましく思いやりのある人」として、その可能性を最大限発揮することができるよう、公立・私立の適切な役割分担の下、幼児教育から、小学校、中学校、高等学校、大学がそれぞれ連携し、円滑に接続された教育体系を構築する。あわせて、基礎・基本となる学力の確実な定着を図るとともに、道徳教育や地域の文化・伝統・自然を生かした体験活動など、豊かな心を育むための教育の充実に取り組む。また、それぞれの段階に応じて、平和教育や実践的な会話ができる英語教育など、「国際平和文化都市」を都市像とする本市の特性を踏まえた教育プログラムを提供する。
- (2) 広島中等教育学校における高度な教育や、広島みらい創生高等学校における従来の定時制・通信制課程の枠組みにとられない教育、広島特別支援学校における個別のニーズに応じた教育に加え、地域の恵まれた自然を生かした「いきいき体験オープンスクール」や日本語指導が必要な子ども等への支援など、各学校での特色ある取組の更なる充実を図る。
- (3) 学校教育を担う教職員一人一人の資質や能力の更なる向上を図るとともに、

学校施設の老朽化対策やICT環境の整備など、教育環境の充実に取り組む。

- (4) 中学校のデリバリー給食の課題解決を含め、本市全体の給食提供体制の在り方を見直すとともに、小・中学校における食育の充実に取り組む。

2 いじめ・不登校対策と持続可能な学校教育体制の構築に向けた取組の推進

- (1) いじめや不登校などの未然防止や早期の発見と組織的かつ適切な対応に取り組めるよう、全ての学校で教育相談ができる体制を構築するなど、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携し、総合的な対策を推進する。
- (2) 家庭、地域、学校が「ひろしま型チーム学校」として連携・協働して、子どもの学びの支援に取り組むとともに、部活動指導員やスクールサポートスタッフ等の多様なスタッフの配置などを通じて学校における働き方改革を推進し、持続可能な学校教育体制の構築を図る。

3 次代を担う青少年の育成

国際交流・国際協力活動の促進などを通じたグローバルに活躍する人材や、技術革新や社会・制度の変革などを通じて新たな価値を創造し、社会におけるイノベーションをけん引する人材、スポーツや文化芸術の分野などで豊かな能力を発揮する人材、活力ある地域経済等を支える人材の育成に取り組む。

4 青少年の健全な心身の育成と社会性のかん養

家庭教育に対する支援の充実や、インターネット上の有害情報などへの対応、若者の職業的自立支援の充実に取り組むとともに、大学生の地域との交流活動などを促進する。

《達成を目指すSDGs》

